

2 職員の任免と職員数に関する状況

● 職員の採用・退職者 (各年4月1日現在)

区分	平成21年	平成21年度中		平成22年	
	職員数	採用数	退職数	採用数	職員数
事務職	575人	0人	30人	14人	559人
技術職	148人	2人	8人	3人	145人
福祉・医療職	156人	0人	7人	9人	158人
教育職	32人	0人	6人	5人	31人
消防士	168人	0人	7人	7人	168人
技能労務職	84人	0人	12人	0人	72人
小計	1,163人	2人	70人	38人	1,133人
再任用	22人	0人	4人	14人	32人
合計	1,185人	2人	74人	52人	1,165人

● 定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,261人	1,160人	101人	8.0%

● 第2次狭山市定員適正化計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15年4月1日	平成22年3月31日	149人(11.4%)の減

● 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	平成17年(基準)	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目	22年5年目	計
		一般行政	職員数	801	781	770	751	
	増減	-	20	11	19	28	12	90
教育	職員数	196	185	178	162	156	139	-
	増減	-	11	7	16	6	17	57
消防	職員数	172	169	172	170	170	170	-
	増減	-	3	3	2	0	0	2
公営企業等会計	職員数	92	93	92	102	114	113	-
	増減	-	1	1	10	12	1	21
計	職員数	1,261	1,228	1,212	1,185	1,163	1,133	-
	増減	-	33	16	27	22	30	128(126.7%)

計画期間平成18年度～22年度の5年間

()内の数値は、数値目標に対する進捗率です。増減は、各年の欄では対前年比の職員増減数を、計の欄では計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します

● 年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	26人	59人	66人	75人	125人	136人	150人	160人	189人	135人	9人	1,133人

再任用職員を含みません

● 昇任者 (平成22年4月1日付)

昇任者	人数	男	女
部長昇任者	4人	4人	0人
次長昇任者	7人	7人	0人
課長昇任者	19人	18人	1人
主幹昇任者	27人	23人	4人

● 部門別職員数と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位:人)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成21年	平成22年			
普通会計	議会	9	9	0	
	総務	197	188	9	市民会館および市民健康文化センターへの指定管理者制度導入による減
	税務	55	54	1	短時間勤務再任用職員への切替による減
	民生	212	213	1	保育所保育士欠員補充による増
	衛生	91	89	2	短時間勤務再任用職員への切替による減
	労働	3	3	0	
	農林水産	16	15	1	ほ場整備事業完了による減
	商工	11	11	0	
	土木	129	129	0	
	計	723	711	12	人口1,000人当たり職員数4.58人(類似団体4.28人)
公営企業等会計	教育	156	139	17	給食センター調理業務の一部委託による減
	消防	170	170	0	
	小計	1,049	1,020	29	人口1,000人当たり職員数6.56人(類似団体6.01人)
	水道	41	41	0	
	下水道	25	25	0	
	その他	48	47	1	後期高齢者医療広域連合への派遣終了による減
小計	114	113	1		
合計	1,163(1,304)	1,133(1,304)	30(0)	人口1,000人当たり職員数7.29人	

短時間再任用職員は含みません。合計欄の()内は、条例定数の合計です。「類似団体」とは、全国の市町村を人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)を基準に、いくつかのグループに分けたものです

(平成22年4月1日現在)

3 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

●勤務時間の概要(標準的なもの)

(平成22年4月1日現在)

開始時間	休憩時間	休憩時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8時30分	12時～12時15分	12時15分～13時	17時	7時間45分	38時間45分

●休暇制度の概要

(平成22年4月1日現在)

休暇の種類		備考	
有給	年次有給休暇	1年につき最高20日間付与(前年度からの繰越分を含めると最高40日間)	
	病気休暇	勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、その治療に専念させるために原則90日以内を付与(心疾患、脳血管疾患、悪性新生物疾患及び妊娠に起因する疾患は180日以内)	
	主な特別休暇	産前産後	出産予定日の6週間前(多胎の場合は14週間前)から産後8週間を経過する日までの期間を付与
		子の看護	中学校就学前までの子を看護する場合に1年につき5日の範囲内で付与
		忌引	親族の続柄に応じ1～10日間を付与(配偶者10日間、父母7日間など)
結婚		結婚に際して7日の範囲内で付与	
その他	育児時間、ボランティア、ドナー休暇など		
無給	介護休暇	配偶者、子、父母などの介護が必要な職員に対し、6月を限度に付与。ただし、6月を限度に1回のみ更新可能	
	組合休暇	職員組合などの活動に従事する場合に付与	
	育児休業	育児に係る子の出生の日から3年以内の期間を承認	
	部分休業	小学校就学前までの子を養育する場合、1日につき2時間以内で承認	

●年次有給休暇平均取得日数

平成20年	平成21年
12.7日	12.7日

●育児休業取得者数

平成20年度	平成21年度
34人	28人

●部分休業取得者数

平成20年度	平成21年度
16人	18人

4 研修、勤務成績の評定状況

●研修の概要

種別	内容	コース	延べ受講者
自主研修	通信教育講座	8	10人
基本研修	階層別研修	14	295人
特別研修	接遇研修など	10	371人
派遣研修	外部教育機関など	26	65人
計		58	741人

●職員の勤務成績の評定の状況

区分	内容
評定の回数・時期	毎年2回(5月31日と11月30日)
対象職員	一般職の職員
評定の方法	仕事・能力・態度の評定要素に対する5段階の評価を行っています

評定結果は、勤勉手当と昇任などに活用しています

5 職員の福祉と利益の保護の状況(平成21年度)

●職員の定期健康診断等の受診状況

区分	受診者数
定期健康診断	684人
人間ドック	683人

●職員の福利厚生事業に対する助成状況

区分	支出額
職員健康管理助成金	3,750千円
職員福利厚生費補助金	3,369千円

●職員の公務災害の認定状況

区分	件数
公務災害	7件
通勤災害	2件

6 分限・懲戒処分の状況

●分限処分及び懲戒処分の状況

区分	人数	内容
分限処分	16人	免職2人、疾病による休職14人
懲戒処分	0人	

7 勤務条件に関する措置の要求と

不利益処分に関する不服申し立てなどの状況

平成21年度の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、職員の苦情の申し出および相談はありませんでした。

詳しい内容は市のホームページで公開しています。

問合せ職員課へ内線3512